

令和4年

第2回伊是名村議会定例会会期日程

会期 2日間

自 令和4年6月14日

至 令和4年6月15日

月 日	曜日	会議、休会、その他
6月14日	火	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、村内視察、一般質問)
6月15日	水	本会議(議案審議、閉会)

(議決結果)

令和4年第2回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第27号	令和4年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)	令和4年6月15日	原案可決
議案第28号	令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第29号	令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第30号	令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第31号	伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第32号	伊是名村環境協力税条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第33号	伊是名村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第34号	工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」	〃	原案可決
議案第35号	伊是名辺地総合整備計画の変更について	〃	原案可決
議案第36号	伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について	〃	原案可決
報告第3号	令和3年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	報告
報告第4号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	報告
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(伊是名村税条例)	〃	承認
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(伊是名村国民健康保険税条例)	〃	承認

令和4年第2回伊是名村議会定例会会議録 第1号					
招集年月日	令和4年6月14日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年6月14日	10時30分	議長	宮城安志
	散会	令和4年6月14日	16時17分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	〃
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

5番	東江清和	6番	東江源也
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長		建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和4年6月14日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
一般質問

令和4年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序 令和4年6月14日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6		一般質問

令和4年第2回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
潮平そのみ	特産品開発について	村長
伊禮正徳	第5次伊是名村総合計画から	村長
宮城安志	鎮魂碑等の建立について	村長 教育長

議長（宮城安志）

ただいまから令和4年第2回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時30分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番東江清和議員及び6番東江源也議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日6月14日から15日までの2日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月14日から15日までの2日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付の会期日程表のとおりでございます。

日程第3

諸般の報告を行います。令和4年3月1日から令和4年5月31日までの諸般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読して、報告といたします。

3月4日、北部広域市町村圏事務組合議会第59回定例会が北部会館であり、参加いたしました。

3月11日、第1回定例会が招集され、8日間の日程で一般質問7件、議案25件、報告2件、承認1件、同意2件、発議2件など、39件の議案審議を行いました。

3月12日、第74回伊是名中学校卒業式に参加いたしました。学び舎を巣

立つ14人の卒業生を父兄とともに祝いました。

3月17日、小学校卒業式に参加しました。卒業生19名の卒業を祝いました。

4月4日、公事清明祭に議員全員で参加いたしました。同日行われた教職員顔合わせに議員全員で参加し、乾杯の音頭をし、教職員を激励しました。

4月15日、第5回伊是名村モズク拠点産地認定記念グラウンドゴルフ大会が臨海公園で開催され、議会チームで参加しました。

5月15日、沖縄復帰50周年記念式典が沖縄県及び東京都の2会場で同時開催され、沖縄会場の沖縄コンベンションセンターでの式典に参加しました。

5月17日、令和4年度いぜん88トライアスロン大会実行委員会が開催され、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、第35回いぜん88トライアスロン大会の開催について、沖縄県の感染状況を踏まえ中止と決定いたしました。

また、同日、いぜん尚円王まつりについても同様に審議し、中止決定をいたしました。

5月19日、公立沖縄北部医療センターの整備の取り組み状況及び今後について、沖縄県保健医療部医療政策課の議員への説明会及び意見交換会があり、全議員で参加いたしました。

5月26日、北部広域市町村圏事務組合議会第58回臨時会及び北部市町村議会議長会第1回理事会・定例総会があり参加しました。

また、総会終了後、政策研究団体日本プロジェクト産業協議会と沖縄本島ツインゲートウェイ構想についての意見交換を予定しておりましたが、新型コロナ感染が県内で高止まり状態にあり、中止となりました。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和4年1月分から3月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されております。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

皆さん、おはようございます。それでは、行政報告を申し上げる前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日、第2回定例議会を招集しましたところ、全員お揃いでご参集いただきまして、誠に有難うございました。

ご承知のとおり、沖縄県内は新型コロナウイルス感染症がまだまだ収束を迎えるにはほど遠い感じのする大変厳しい状況下であります。本村におきましてもこれまでのべ67名の感染者を出してしまいました。そのような状況下でいま保育所は休園となっております。

さらに小学校、中学校においても大変厳しい状況下におかれているということで、大変心配をいたしております。

私共、村民一人一人がそのことを十分自覚をして自粛をし、そして感染拡大をこれ以上拡大をしないように一人一人が十分に受け止めて、それを実行していただきたいというふうに思っております。

それではご報告をいたします。行政報告の中でも申し上げますけど、副村長が4月30日付けで退職をしたいということで届けをし、それを受理し、4月30日付けで奥間副村長が退職をいたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、令和4年第2回定例議会にあたりまして、令和4年3月1日から令和4年5月31日までの行政報告を申し上げます。

なお、主な点だけを読み上げてご報告し、あとはお目通しのほどよろしくお願いをいたします。

まず報告書の1ページです。3月5日（土曜日）、新型コロナワクチン3回目の追加接種をいたしております。

それから3月10日（木曜日）、令和3年度第1回伊是名村健康増進計画策定委員会委嘱状交付式、並びに諮問をいたしております。

2ページお願いします。3月11日（金曜日）、第1回定例議会が招集され、会期は3月11日から3月18日までの8日間でありました。

3月12日（土曜日）、令和3年度伊是名中学校第74回卒業式があり、そ

れに出席をいたしております。今年度は男子6名、女子8名、計14名の生徒が卒業いたしております。

それから3月15日（火曜日）、県立高校入試全員が合格したという報告を受けております。

3月17日（木曜日）、令和3年度伊是名小学校卒業式があり、出席をいたしました。男子13名、女子6名、計19名が卒業いたしております。

3月18日（金曜日）、令和3年度「沖縄県農林漁業賞」表彰があり、そのことについて漁協長から報告を受けております。

3ページお願いします。3月23日（水曜日）、伊是名村墓地基本計画答申を受けております。伊禮正隆仲田区長から代表して答申をいただきました。

3月25日（金曜日）、令和3年度第3回沖縄北部医療センター整備協議会が開催され、出席をいたしました。

また同日、国頭村役場新庁舎落成式典があり、出席をいたしました。

3月29日（火曜日）、第5期伊是名村高齢者保険計画及び第6次伊是名村障がい者福祉計画について、関係者に委嘱状を交付し、同日諮問を受けております。

3月31日（木曜日）、令和3年度退職者辞令交付式があり、前年度は定年退職者1名、普通退職者8名でありました。

同日、伊是名製糖工場季節工員宿舍の指定管理協定書の締結式を行っております。

4月1日（金曜日）、令和4年度開始式があり、9時から10時45分まで行われました。一連の式典の内容については、以下のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

4月4日（月曜日）、令和4年度公事清明祭があり、本年度も前年度に引き続いて関係者を縮小して開催いたしております。

5ページお願いします。4月7日（木曜日）、令和4年度伊是名中学校入学式があり、出席をいたしました。男子13名、女子7名、計20名の生徒が入学をいたしております。

4月8日（金曜日）、令和4年度伊是名小学校入学式があり、出席をいたし

ました。男子9名、女子15名、計24名が入学いたしております。

4月12日（火曜日）、第39回新型コロナウイルス感染症対策会議、内容については以下のとおりでございます。

6ページお願いします。4月13日（水曜日）、第2次いぜん88がんじゅうプラン答申書を受理いたしております。

それから4月16日（土曜日）、臨海ふれあい公園遊具施設安全祈願祭を行いました。また同日、施設のオープンをいたしております。

新型コロナワクチン3回目の追加接種を行いました。

7ページをお願いします。4月18日（月曜日）、西銘恒三郎沖縄担当大臣を表敬訪問いたしまして、これは北部12市町村長が揃って北部振興事業に対するお礼と、それから令和4年度に対する要望をいたしております。

本村からは、内花区公民館「北部振興事業・非公共」の早期採択についての要望をいたしました。

それについては、大臣も非常に前向きな取り組みをしているというふうにお話を伺いまして喜んでいただいております。

4月22日（金曜日）、令和4年度沖縄振興拡大会議があり、それに出席をいたしました。内容については、以下のとおりでございます。

4月25日（月曜日）、伊是名村環境の日であります。

それから同日、フェリーいぜん尚円修理のためドック入りをし、その間フェリーいへやⅢが1日1便運航をいたしております。期間は、4月25日から4月27日でありました。

4月27日（水曜日）、第40回新型コロナウイルス感染症対策会議が行われました。内容については、以下のとおりでございます。

9ページお願いします。4月30日（土曜日）、先程ご報告しましたように奥間守副村長が退職届けを出し、4月30日付けで退職をいたしております。

5月10日（火曜日）、ソネバ社長一行と意見交換をいたしております。ソネバ社長におかれましては、伊是名村域と伊平屋村域全体をひっくるめた観光リゾート構想をお持ちのようでありまして、それについての概要について説明を受けております。

伊平屋空港三者連絡会議が県と伊平屋村と伊是名村であり、場所は伊平屋村役場でありました。

その後、現地視察をしまして、私の方から担当の奥間空港課長にいまの現状の計画で800メートルでありそれは非常に今後支障をきたすのではないかと、ぜひ1,200メートルの滑走路を想定して県においては取り組んでもらいたいという願いをし、現地も視察をしていただきまして、野甫島の北側の離れ島に橋を架ければ、十分1,200メートルの滑走路は建設できるというようなこととお話をし、ぜひ、その方向で考えてもらいたいというふうにお願いをいたしております。

5月15日(日曜日)、沖縄本土復帰50周年記念式典が沖縄コンベンションセンターであり、それに出席をいたしました。

5月17日(火曜日)、いぜな88トライアスロン大会実行委員会及び専門部会合同の会議があり、その中において本年度もコロナ感染症の状況がなかなか収まらなると、これでは選手や村民、そして関係者の安全安心が保たれないというふうなことから判断して中止というふうに決定いたしております。

また同日、いぜな尚円王まつり実行委員会も開催されましたが、その中においても同様に本年度は中止というふうに決定をいたしております。

11ページお願いします。5月19日(木曜日)、第41回新型コロナウイルス感染症対策会議が行われました。内容については、以下のとおりでございます。

5月20日(金曜日)、伊是名村商工会令和4年度第34回通常総会があり、それに出席をいたしました。

また同日、新型コロナ新規感染者が確認されたため、一般PCR検査実施を125名受検しております。

5月22日(日曜日)、新型コロナ新規感染者が確認されたため、一般PCR検査実施をいたしております、20名が受検いたしております。

12ページお願いします。5月24日(火曜日)、島袋秀幸前伊江村長の告別式があり、それに参列をいたしました。

また同日、沖縄総合事務局開発建設部との国土交通行政に関する行政懇談会

があり、出席をいたしました。その中において本村からは、伊平屋・伊是名架橋建設の早期実現について要望いたしております。

5月25日（水曜日）、第2回臨時議会が招集され、内容におきましては、議員発議第3号で「沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅の建設についての要望」が採択されております。

5月26日（木曜日）、新型コロナ新規感染者が確認されたため、一般PCR検査を実施しました。45名が受検いたしております。

5月30日（月曜日）、フェリーいぜな尚円中間検査のためドック入りをし、5月30日から6月12日までの期間でありました。

また、その期間、フェリーいへやⅢが1日1便運航しております。

13ページお願いします。5月31日、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業において、村道南風原線道路整備事業が区間は400メートル採択されております。

工事期間としましては、令和4年度から令和7年度の予定で、工事総額は2億円というふうになっております。

新型コロナ新規感染者が確認されたため、一般PCR検査を実施し、20名が受検いたしております。

以上が、令和4年3月1日から令和4年5月31日までの行政報告であります。ご清聴有難うございました。

議長（宮城安志）

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。全議員による村内視察については、6月14日午後1時30分より行いたいと思います。

さらに、お手元に配付された別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、6月14日午

後1時30分、全議員による村内視察を行うことに決定いたしました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午後 3時00分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6

これより一般質問を行います。3名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

こんにちは。午後の一般質問トップバッターであります。ちょっと緊張しておりますけど、よろしくをお願いします。

それでは質問要旨を読み上げて質問とします。

質問事項、特産品開発について。地元商品活用支援事業で、瞬間冷凍庫及び乾燥機を納入して特産品開発の為に貸与されましたが、その後の進捗状況を伺います。

また、ターミナルビルの食堂が空き店舗になっていますが、その活用を見直しする考えはないか伺います。以上、お願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、潮平そのみ議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の瞬間冷凍機等の貸与に関しての特産品の進捗についてお答えいたします。

地元商品活用支援事業は、令和2年度の事業として採択し、令和3年度に予算を繰り越して実施しました。

導入した瞬間冷凍機等は貸与という扱いで昨年5月に貸与を受ける団体の施設へ設置されています。

その後、導入団体である J A 伊是名支店や伊是名漁業協同組合において有効活用されているというふうに伺っております。

特産品の開発については、両団体においていろいろと検討されていると伺っています。

また、伊是名村六次産業化地産地消推進協議会でもいろいろと協議をしていく必要がありますが、コロナウイルス感染症の影響で、その開催を躊躇している状況でございます。

コロナ感染症の情勢が落ち着き次第、開催に向けて検討してまいりたいと考えていますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

次に、2点目の伊是名村観光物産センター食堂の活用方法の見直しについてお答えいたします。

観光物産センター食堂については、平成31年2月末を最後に現在まで約3年間未入居となっております。これまで何度かホームページや防災行政無線放送等により募集を行っておりますが、応募者がなく、活用に苦慮しているところであります。

村内の飲食店については、観光客等より食事場所が少ない等の意見も聞かれ、観光推進の不安要素の一つであると考えており、観光物産センター食堂については、再募集も行いながら有効に活用できる方法を模索してまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

いま村長の答弁に地産地消に向けて協議をしていく、開催が躊躇されていると言っていましたけれども、その会議は、前回聞いたときも私は1回ということを知っているんですけど、その後、開催したかどうか伺います。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。前回の開催のときもコロナの状況で開催できないという

ことでご回答しましたが、それからずっとコロナの影響を受けて、現段階までまだ開催はしておりません。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

最初の立ち上げのときの1回、それからコロナが流行してから3年ほどになるとは思いますけれども、その間ずっと1回ということも考えられないんですけども、皆さん他の会議は何回やっていますか、やってないですか。その辺をちょっと聞かせて下さい。それだったら、特産品開発の件も同じように会議を開くことはできるのではないかと考えていますけど、どうですか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。所管内の会議の件についてお答えいたします。農水所管の会議の中では開催しているものはほぼございません。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

有効活用していくということですが、その有効活用の方法としてどういったものを行っているのか、内容を教えていただけますか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。主な団体として、村長の答弁にありましたJAさん、あるいは漁組さん、設置されている団体の活用の内容ということでお答えしたいと思います。

まず、JAさんの方で商品化のテストということで、バターナッツ、玉ねぎ等のドライ商品を開発して、村内の飲食店及び旅館に配布して、その感想を伺ったというところまではJAさんは行っているようです。

あと現在 J A さんが持っている商品化された特産品というのは 7 品目ありますということです。

それから 2 番目の伊是名漁業協同組合さんは、テストではなくて、実際に商品化をしたということで、鮮魚を学校給食や介護施設、飲食店へ供給しているようでございます。

あとモズク、あるいは海ブドウ等は活用したいという意味で試験的にやったところ、冷凍には向かないと。モズクは何とかなりますが、海ブドウは向かないということで結果が出ているようです。

ちなみに、漁組さんは商品化していますので、売上も出ているようです。約 250 万円ぐらい 1 年間で出ているようです。これは令和 4 年 2 月までの実績ということでございます。

それと漁組さんの現在保有する特産品というものは 27 品目あるようです。

それから、その他村内に任意団体以外、あと 6 団体ありますが、全体として 48 品目を持っているようです。

付け加えになるんですが、特産品と一様に言っても、原料が伴ってこそ特産品なので、原料が継続的に供給されるかどうかは生命線ではないかと思えます。以上です。

議長（宮城安志）

10 番、潮平そのみ議員。

10 番（潮平そのみ議員）

いま課長がおっしゃったのは、これは冷凍瞬間機の方での品目ですよ。乾燥機の方は使ってますか。昨日、私ちょっと J A さんにも確認したら、いまのところイチゴの生産者が使っているということは話は伺っています。

だけど、乾燥機の方はいまのところまだ使っていないというような状態らしいんですけど、そういった高い金額を出して村で購入したんですけど、何か考えもなく、そのまま導入したのかどうか。その辺が不思議に思っているものですから、乾燥機の使い方も詳しく J A さんや漁組さんにも説明しているのかどうか教えていただけますか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。先程の説明で申し上げましたドライ商品というのが乾燥機を使った商品になります。それはJ Aさんの方で商品化の試験をしているようです。

また、漁組さんの方ではサイズの的にドライ商品を作るのには、ちょっと装置のサイズが小さいと、もう少し大きいのがほしいという要望は受けております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

そういった高い金額を出して機械を導入したのにちゃんと活用もしないで、また、さらに大きいものと言われても困りますけれども、前回も私言ったと思うんですけど、できればアイデアのある方たちを募集してほしいという話はしたと思いますけど、漁組さんやJ Aの職員だけに任せたら、皆さん、そこに働いている方たちは仕事もありながら、そういう開発は無理ではないかなと思ってるんですけど、そういうことも私は以前、話したと思いますけど、その辺はどういうふうに思ってますか、メンバーの中に入っているかどうか教えてください。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。メンバーとは、六次産業推進協議会のことでよろしいでしょうか。

10番（潮平そのみ議員）

それは前にも聞きました。その他にも私はその後に、ちょっと休憩しても大丈夫ですか。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時15分

議長（宮城安志）

再開します。

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

漁組さんは商品化もしているということですので、ぜひJAさんにも貸与した機械をちゃんと利用して、これから試験的にではなくて、ちゃんと商品化になるように私は期待したいと思いますので、今後よろしくお願いします。

あと1点ですけど、次、ターミナルビルの方にいきたいと思います。観光物産センターの食堂、そこも空いてから長らくなるんですけども、それ利活用する方法として何か考えがありますか。有効に活用できるような何か。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

ご質問にお答えいたします。先程、村長が申したとおり、伊是名村では食堂等々が少ないということで、いろいろとご意見も聞かれていることから、できればいまのまま食堂として有効活用できればと思っております。

そして現在、1件申し込みがありまして、できれば今年度中に食堂を開きたいという方の問い合わせがあります。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

しばらく空いていたもので、コロナ禍の時代で観光客も少なかったものから、これから観光も国としても外国からも受け入れオッケーということになりましたので、島もその辺で窓口であるターミナルの食堂もオープンしてほしいなという思いがあったものですから、いま1件だけ申し込みがあったと聞いてちょっと安心しました。

私このターミナル、ちょっと村民の何名かに聞いたら、あまりも範囲が広く、

屋根も高く、維持費が大変ということで、なかなか借り手がない。少々考えるところがあるような気がしてならないんですけども、もし、そこをうまく利用するとしたら、思いっきり改善して何店舗か入れるような仕組みが良かったのではないかなと思って質問したところではありますけれども、これ1件だけというところは何月というのをわかっていますか、ちょっと教えてください。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

まだ正式な申込書ではなく、いま申し込みの様式等をお渡しして、いま作成途中でありますので、正式に何月ということは、いまの段階ではちょっと言えません。ただ、本年度中にはという話ではありました。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

村内の方なのか、島外からなのか教えていただけますか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

村内の方です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

村内の方だということで大変嬉しく思います。できれば、村内の食材をうまく活用しながら、いまテレビの朝の番組「ちむどんどん」で5月、東京の方に議長、副議長と出張で行ったときに、わたしたショップ3年ぶりに行ったら、伊是名村のモズクがそこに並べられて、とっても嬉しく思いました。

そういうことから、私はぜひ島の食材を利用しながら、そういうふうアピールして島の特産品を活用した方がいいなと思っていますので、これからよ

ろしくお願いします。以上で終わります。

議長（宮城安志）

これで、潮平そのみ議員の質問は終わりました。

次に、7番伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、皆さん、こんにちは。一般質問を行います。

質問事項1. 第5次伊是名村総合計画から。質問の要旨、自然環境と連携した観光産業。

第5次総合計画に掲げた自然環境項目に、環境をよくするための重要な取り組みの村民アンケートで「生垣や庭木による緑化推進」の声がある。さらに「家の花壇、花植えでお客様を迎えられる観光の島づくりに力を入れてほしい」との意見がある。

ウイズコロナは経済回復と心身ともにゆとりある生活環境が求められ、村民一人一人が外出しなくてもできる趣味を探すことでコロナ禍生活に活気付けられるものと思います。

計画の施策の展開に繋げる、新たな観光受入基盤づくりの観点から以下伺います。

①各家庭や各団体に花いっぱい運動の活動を推進し[村民が笑顔で元気になる!!花・緑・庭ガーデニングコンテスト]や[オープンガーデン“花で迎える観光の島づくり”]を目指し、フラワーイベントの開催を検討できないか見解を伺います。

②“王家の島を歩く観光”として集落内とサムレー道、玉御殿コースをフットパスとして村商工会において補助事業で整備され、これまで観光客に活用された実績は大きい。しかし数年が経ち既に案内表示板やルートマップも無い、村の最新観光パンフからもコースも削除され利活用できない現状となっている。新たなコースなど検討し、関連機関と連携して再整備をすることはできないか見解を伺います。以上、お願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、伊禮正徳議員のご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、ガーデニングコンテストやオープンガーデンによるフラワーイベントの開催についてお答えいたします。

村では、これまで年間を通し、観光地等クリーンアップ事業を活用して、観光地等の植栽やイベント前に花の苗を配布し、村民や島を訪れる方々に喜んでもらえるように花植え等を行っております。

現在では、各地域においても集落内の空き地や各家庭で花植え活動を行う方々も増えてきており、喜ばしく感じているところであります。

そこで、このような活動を定着させ、村民あげて自然を愛する島づくりができるよう、フラワーイベント等の開催について先進地の事例を調査しながら検討してまいります。

2点目のフットパス構想の再整備についてお答えいたします。フットパスコースについては、平成22年度において伊是名村商工会の事業で実施された地域資源全国展開プロジェクトにおけるフットパスルート開発事業で整備されております。

整備後10年が経過し、現在ではルート案内板もない状態で、コースを活用できていない状況であります。

また、コース案内図においても商工会ホームページに掲載はあるものの、当初、掲載していましたが村の観光パンフレットでは、観光情報が煩雑であるとの意見もあったことから現在では掲載されていない状況であります。

コロナ禍において、イベントの開催中止や修学旅行受け入れが減少している現状下ではありますが、観光客等が少人数でも利用できるフットパスはウィズコロナの観光資源として活用できるものと考えており、今後は関係機関と調整を図りながら再整備ができるよう検討してまいります。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは質問の①、②について関連はしますが、まず①の方、村長の答弁

の方ではもちろん現状の村内の緑化推進活動運動などもよく承知しています。さらに、それを定着させて、今後の将来に向けての取り組みをということで質問しています。

そこで、質問の前に、まず第5次総合計画は、これまでの課題や検証でこれから10年の未来、発展に向けた調査等を踏まえて作成された計画書となっております。高く評価するものであります。

計画を推進するにあたり、村民の意見を尊重して努めていただきたいと願っています。

そこで今回の質問はかねてから私が推進する項目の一つで、観光産業についての質問の時期となっていたところ、偶然にも冒頭の質問の要旨の第5次計画書の中身の一部から環境と観光を結びつける意見がありました。

内容は、質問要旨で申し上げたとおりではありますけれども、村民の中にも少なくとも約5%の方々から緑化推進を進めてほしいと、そして観光に結びつけてほしいという意見なども掲載されています。

①の方では、私は2点ほど質問していますが、まずガーデニングコンテストとオープンガーデンの2件があります。一つ目の各家庭の花壇づくり推進時期を見て、ガーデニングコンテストができるのではないかと思うわけですが、調査したところ、県内の地域ではこのコンテストというのは行われているところはほとんどありません。

しかし、本土内には何件か確認できました。しかし、盆栽等々はよくコンクール等を行っているところがあります。そこでいま村長の方からは、先進地などクリーンアップを利用して検討していきたいということなんですけど、そのコンテスト関係に関しては、担当課、少し調査されたかどうか確認をします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。詳しい内容についての調査はまだできておりませんが、県内のそういったイベント等を開催している市町村の何件かの資料を見まして、名護市であったり、宜野座村、今帰仁村、南城市、そういったところがフ

ラワーフェスティバルということで、そういったオープンガーデン等も含めたイベントを行っております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いま質問①は、ガーデニングコンテストとオープンガーデンの2件があります。いまお伺いしたのは、ガーデニングコンテストのことを確認しています。オープンガーデンとは別です。オープンガーデンは後に触れます。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

ガーデニングコンテストについて詳細は承知しておりません。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

先程申し上げたとおり、ガーデニングコンテストというのは、県内にはほとんどないということも私も調査したんですけども、島ではできるのではないかとということで、例えば花壇のコンクールをすとか、そういったことを想像しています。

2つ目のオープンガーデンとは、個人の庭など、一般に公開する活動で、ガーデニングの本場、これは20年、30年前から、本場イギリスの方で生まれたと言われていています。

県内、本島内、5箇所市町村で開催されているところを調査したところ、名護市、今帰仁村、宜野座村、うるま市、南城市などとなっていました。

そこで3箇所を精査調査してみました。年2回程度、平均2週間程度を期間として開催している内容となっています。各家庭の庭園を見学する観光客を花で迎えることを目的として、県内各地や県内外からお客様を迎えて、すっかり定着していると言っております。

村でもそのような庭園づくりに趣味を持つ方々も多くみられて、数名の方々

にも調査してみたところ、私この質問をしています。

引き続き、この調査に関しては少しでも調査されていますか、担当課長お願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。先程は質問に対する内容と違ったお答えをいたしました。先程お答えしたのは、オープンガーデンのことです。先程言いましたとおり、名護市、宜野座村、今帰仁村、南城市等々でオープンガーデン、各地域内の何件かをピックアップして、料金500円でパスポート等を作って、そういったオープンガーデンを回っていくという形で開催されているようです。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いまネット時代ですから調べられるし、そして電話等々で各主催者にはすぐ連絡を取って調査もできる状況であります。それに伴って視察等々もすれば、村内でも参考になるのではないかなと思っています。

この二通りのイベントに関して主催者を調べてみましたら、各役場市町村が行っているところ、市町村は観光振興課が主なんですが、観光協会、商工会それぞれいろんな実行委員会方式を持ってやっている状況であります。

私は、ぜひこのようなことは島に可能だと思って、いま皆さんに提案して質問していますが、課長ぜひ実行委員会形式を取って、これから今後検討していきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。先程村長からもありましたように、また議員からもありましたように、先進地何件かあります。そういったところを調査しながら、こういった感じで運営もしているかということも調査しながら、検討していけれ

ばと思いますので、以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

ぜひ、お願いしたいと思います。実は、復帰50周年となっています。復帰50周年、昭和48年、49年頃、復帰直後だったそうです。ちょうどいま私が質問しているこの二通りのことを伊是名村で開催されていたということ調査してみました。

諸先輩方、4～5名の方にいろいろ伺ってみましたら、当時、村では似たようなコンテストというのは、村内各家庭の家庭菜園を普及させる。そういったコンテストを行っていたと、これは県の普及員、村婦人会、生活改善グループ、村農協が関連して開催していたということ、また同時にいまのオープンガーデンに似たような、同時に各家庭に苗木などを配布して、家庭の花園を花いっぱい運動、緑化運動をさせようということで、いろんな審査を行って表彰したり、そういったこともやっていたそうです。それが昭和40年代後半から50年代にかけて行われていたということで、ここにいらっしゃる執行部の皆さんはどなたか記憶がある方はいらっしゃるかどうか。たぶん村長お一人じゃないかと私は思うんですけども、もし、そのようなことを村長さん振り返ってみて、こういったことが記憶ありましたら、当時のことを少し教えていただきたいんですが、どのようなものであったのでしょうか。どうぞお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

ただいまの伊禮議員のご質問には、私はあまり記憶がございません。

ただ、ご質問の趣旨としましては、お互いの島づくりの一環として花を植えるということは大変重要なことであると思っております。

そして観光振興の面からも花いっぱい咲いていると、きれいな島だと言われるようなことになれば、それは大きな成果になるだろうと思っておりますので、先程、担当課長が答弁しましたようにできるかどうか。そしてどういった方法

のでできるのかと、そういったことについて検討してまいりたいと考えています。
議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

有難うございました。1番について、担当課長、調査等々をして、ぜひ頑張っていたきたいと思います。お願いします。

②フットパスについて、村長、先程の答弁のとおり、内容的には重々承知されて、いまの現状、私が調査したとおりの報告、質問したとおりであります。

これは実は商工会の事業でされたわけですけれども、当時、私が行政で商工を担当していた頃、派遣され、2年間、商工会に行った経緯があります。そのときに行われた事業でありまして、かなり村に貢献したのではなかろうかと思っておりますが、そういうことでフットパス、いま整備に向けて先程答弁ありましたが、担当課長、先程、村長からもなぜ最新版の観光マップから削除されているのか。私、これ最近見て調査したんですが、何の理由があって、どうしてでしょうか、再度お願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。以前は、このフットパス2コースの方を観光パンフレットの方に掲載しておりました。そのとき伊是名村の各施設、そういったのが伊是名村の図面上で小さくて見えにくい、そういった意見が多く聞こえていたということで、情報量を見えやすくするために、フットパスのルートは掲載を見送って、他の各いろいろな飲食店や宿、そういった情報等がわかりやすくできるようにパンフレットを改編したということでもあります。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

課長、フットパスのパンフがあるからいいということで聞こえるんですが、村の最新版には掲載されていません。いまこれもないです。先程、質問の要旨

でフットパスのないということで、その状況も既に何年か経っていて、経過もわかっているはずです。

その中でこれもあるかということで、村のパンフも2カ年前に作られていますよ。その当時、そういったことをわかって、そのように削除されたのか。インターネットあたりのものはまだ確かに残っています。いずれ削除されるかどうかわかりませんが、こういう状況でいまお願いしたいのは、このフットパスのものは全くありません。観光団の方もありません。いま最新版の皆さんのものもありません。その場合にパンフから整備しない限りはコースは回れない、せっかくあるコースがいまなくなった状況となりますが、再整備に向けて、先程、村長整備は検討するというのですが、そのフットパスの件について可能かどうか、可能性調査はされていますか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

可能かどうかということに関しましては、これからの調整になっていますが、いまこの事業を実施した商工会とも連絡を取りながら、当時の状況、そしていま現在の状況等も確認しながら、そういったことも含めて、再活用できるように、再整備は検討できればということでお話はさせていただいております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。そこまで調査されて、通告してから商工会の方とも調整されたということでしたら前向きに、基盤というのは商工会の方であるはずですから、そのあたりを利用して、ぜひフットパスの再編整備に向けてやっていただきたいなと考えております。

皆さん、なにかと言えはすぐ予算のことなんですけど、これは通告はしていませんのであえて伺いませんが、最近、ふるさと納税というのがよくいろんな方々から島の発展のためにということであるんですけど、なかなか利用される項

目の方で、自然のフットパス、自然観光関係の寄付の項目の方で4目、6目ぐらいありましたかね。そのあたりは何らかの形で予算というのは緊急的に使えると思うんですけども、これはまたふるさと納税の担当、先程、通告はしていませんから答弁はいいですので、そのあたりも検討しながら、ぜひ再整備に向けて村が音頭を取ってやるべきだと私は思います。これは関連機関としては商工会がやるべきだとは毛頭ありませんので、商工会や観光協会、関連する商工観光課長が音頭を取って、ぜひ前向きに整備をしていただきたいと考えております。以上を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。有難うございました。

議長（宮城安志）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時46分

副議長（潮平そのみ）

再開します。

次に、11番宮城安志議員。

11番（宮城安志議員）

皆さん、こんにちは。ただいま潮平そのみ副議長の許しがありますので、一般質問通告書どおりに読み上げて行います。

鎮魂碑等の建立について。戦後77回目の、慰霊の日をやがてむかえます。

伊是名島の戦時中、戦後の動乱に起きた事件の詳細を書き残した「島の風景」と言う本をご存知でしょうか。その時の本の内容に書かれた断片を私も年長者から耳にしておりました。その本に登場している奄美大島出身の少年達を含め日本人4人、米兵3人が死亡しております。その事実を見返し後世に残していくためにも、目に見える形の鎮魂碑等を建立しては、如何でしょうか。更に調査研究をし精査する時間も費用も掛かるとは承知しておりますが、少年達が巻き込まれた事にやるせなく心が痛みます。身近に起こった事件だけに平和教育にも繋がると思慮します。村長、教育長の考えをお伺いします。以上。

副議長（潮平そのみ）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、宮城安志議員のご質問にお答えいたします。今年、沖縄戦から77年が経過し、また5月15日は沖縄本土復帰50周年という節目の年でもありました。太平洋戦争において我が国が大きな傘下に巻き込まれ、夥しい犠牲者が出てしまい、また沖縄においては唯一激しい地上戦が繰り広げられ、多くの尊い人命と財産が失われました。

私たちは、このような悲劇が繰り返すことのないような悲惨な事実を後世に伝えていく責務があるというふうに認識しております。

しかしながら、この事実は年を追って人々の記憶から薄れていこうとしております。議員ご質問の内容については、私も年長者から聞いたことがあり、また島の風景、その他の著書等を拝見したことがあり、衝撃を受けた記憶があります。

また戦後、遺族が遺骨を引き取りに来た際に収骨できなかった遺骨もあったというふうに聞いております。

このことについては、戦争の直接的被害でなかったこともあり、村ではこれまで関係者の聞き取りなど、詳細な調査が行われていなかったものと推察されます。

しかしながら、考証や参考となる文献もあることから鎮魂碑を建立することにあたっては、犠牲となられた方々のお名前を刻むことに関し、ご遺族や関係者の皆様の意向を確認しながら、専門家も交えて調査研究を行い、判断する必要があるというふうに考えております。

また、議員のご質問にありますように調査研究し、精査するには時間も費用もかかることが予想されるため、今後、関係各課も含めて検討してまいりたいと思います。

なお、平和教育に関することにつきましては、教育長から答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

副議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

それでは、宮城安志議員の質問にお答えします。宮城議員の質問にある仲田精昌氏の著書である「島の風景」、あるいはその他の著書に戦時体制下にあった伊是名島において奄美大島出身の少年を含む、日本人4名の死亡、米兵3人の死亡についての出来事が掲載されています。

教育委員会は、掲載されている悲惨な出来事を通して、人間を狂わせてしまう、あるいは疑心暗鬼の目で人を見てしまうなど、戦争の怖さ、惨さを知ってもらい、さらにSDGs、持続可能な開発目標16「平和と公正をすべての人に」と関連させながら、忌まわしい惨劇を二度と繰り返さないよう、平和の尊さを胸に刻み、世界の恒久平和のあり方について考えることのできる子どもたちの育成を目指す平和教育を推進するため、ご遺族並び関係者の意向を踏まえながら調査研究を行い、資料としての活用を検討していきたいと思えます。

副議長（潮平そのみ）

11番、宮城安志議員。

11番（宮城安志議員）

答弁有難うございました。実は、先日5月27日のタイムスに仲田精昌氏の甥にあたる方から島の事件のことについて投稿がありました。

それがきっかけで、今日、私本日の一般質問となったわけですけど、私も議員になって最初の年、20年前に議会控室に寄贈されていたものを読んだときに、私も衝撃を受けて、それ以降も新聞等、また別の文献等でこの事件が繰り返し出てきます。

平成30年は沖縄国際大学の石原昌家教授から新聞に連載がありました。その内容もすごく衝撃的なものでしたが、その中に一番通告書にあったように、私の心が痛いのは、この少年3人がスパイという汚名を着せられて死んでしまったと、それがとつても本を読んでいて、また、いろんな情報を仕入れていくうちにやるせなく感じている次第です。

そこで例えば村には慰霊の塔があります。県の平和の礎もあります。平和の礎あたりは、沖縄戦で亡くなった国籍、県を問わず、全員が礎に刻銘されてお

りますが、平和の礎に刻銘されるのは遺族、その他の人が申請すればできるとありましたが、この伊是名村の慰霊の塔、そこはどのような基準で刻銘をされたりしているのでしょうか、それと担当課長はどなたですか。

副議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

宮城議員の質問にお答えします。伊是名村の慰霊の塔では、戦争で亡くなられた方と、その遺族の方が刻銘されております。以上です。

失礼いたしました。先程の質問の中で基準ということでありませけれども、ちょっと基準の方はいまのところ私の方で確認できておりませんので、調べてまた報告させてもらいたいと思います。以上です。

副議長（潮平そのみ）

11番、宮城安志議員。

11番（宮城安志議員）

その件については、あとで戦時中、兵隊でもない、民間の人が旧日本軍の兵士に殺されたと、そういうことでいま民間の4人の名前を載せることができるのか。一人は本部出身であったり、子どもたちは奄美大島だったり、そういうことで伊是名の島民でないから、そこに載せることは無理なのかなと思ったりもしますけど、また調べてみて下さい。

亡くなった方たちは、例えばアメリカ兵は平和の礎の中に刻銘されているかもしれない。私なりの見解ですけど、亡くなったアメリカ兵は。本部出身の昔で言う馬喰（ばくろう）のチナーヌーは、私も行ってみたんですけど、刻銘はされておりました。戦時中の出来事で戦争があったがために死亡した方は、ここに刻銘されるべきなんです。そういうふうに平和の礎の方針ではあったものですから、ぜひとも遺族が申請できなければ、村で申請してできるのか。私もそこまではまだ調査研究中ですので、お互いに研究していきたいと思えます。

時系列に私これ研究して、昨日の天気ぐらいに気が滅入って大変でありましたが、このテーマが重たすぎました。時系列に見ると、1945年6月3日、

伊平屋島に艦砲射撃で米軍が上陸しております。47名民間の方が亡くなっております。伊平屋村は、その日を慰霊の日として慰霊祭をやっているそうです。その犠牲もあって、伊是名は艦砲射撃も何もなくて、死亡する人が少なかったとも聞いております。もしかしたら馬喰（家畜商）をしていたチナーズーが進言したかもしれない。そういうことを残念で仕方がない。

私は、小中学校と伊是名で過ごして、当時の平和学習というのは、島では戦争で死亡した人は殆どいないと、私の家の近くにお家があった伊福丸の船長が十・十空襲で攻撃を受けて亡くなったと、そのぐらいしか記憶がなかったものですから、伊江島や伊平屋ですごい被害があった。それに比較すると、島はとっても平穏であったと、そういうふうに記憶しておりました。

しかし、Uターンして戻ってくると、酒の席で例えばいま生きていれば90歳以上の方々、当時、青年だった方々の話をどんどん聞いていくうちに、本に書かれたことが事実として私は聞かされたものですから、この出来事が整理をしているうちにこの本に出会ったものですから、すごく自分が今まで思っていたことと真逆といいますか、いままで歩いていた海岸、そういうところで事件が起こっているんだと、それを真摯に受け止めてショックを受けた次第であります。

平和学習あたりで、先程、教育長もおっしゃっていたかと思いますが、交通手段とか情報が分断されていたと、そういうこともちゃんと教えながら、やっと10月に終戦ということを知るんですよ。そういうこともちゃんと平和学習でも伝えてほしいなと思います。島全体が封鎖的で隔離された状態であったと、それはすごい怖いことで、そういうことも平和学習あたりでちゃんと教えてほしいなと思います。ひとつその点について教育長にお願いします。

副議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

宮城議員のご質問にお答えします。私もこの本を読んで、それともう一つ、「虐殺の島」という本を読みました。その中には、やはり情報が不可能で、伊平屋ではもう戦争が終わったんだよということで気づいていた。これを依然と

して伊是名島では伝わってこなかった。そして本当に敗残兵、あるいは特務教諭がそういう少年たちをスパイとみる、あるいは米兵も流れてきて、そういう状態の中でいようにして送ろうとしたが残虐に殺されていったというふうにして記載されていました。

やはりそういう戦争の怖さ、情報が途絶えてしまう。それとみんなが一つの方向に向いて、要するに戦争が正しいものであると信じていて、必ず勝つものだ、まさか日本が負けるわけがないとか、そういう感覚のもとで育った、あるいは住んでいた島のみんなが決して悪いものではなく、そういう戦争というものが悪いのであって、それで狂わせてしまうという戦争があったという事実、そしてなかなか人も、戦争が終わったというのを信用できなかったという、そういう苦しい、悲しい面もあったということを、ぜひ、そういう出来事と同時に、そういう出来事が起こった原因、真意をやはり子どもたちに平和教育として伝えていきたいなと思っています。以上です。

副議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時12分

副議長（潮平そのみ）

再開します。

11番、宮城安志議員。

11番（宮城安志議員）

先程から奄美の少年たちがスパイの汚名を着せられた。家畜商の方がスパイの汚名を着せられたまま死んだと、その件について、私は彼等の人権を回復するためにも鎮魂碑、名前がなくても、こういう事件があったということで戦後77年前の少年たちの実名を探すのも大変だし、休憩中に村長がおっしゃられた遺族が望んでいるか否か、それを確認するのもちょっと大変、すごい高齢の親御さんたちになっているので、そこを思った場合に、こういう事件があったと、名前なしで事件があったということで、鎮魂碑の建立はいかなものかと思えますけど、総務課長はその辺どうでしょうか。

副議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

ただいまのご質問にお答えします。名前の刻印なしで建立ということで、また、いまこういった事件を風化させないために建立をしたいといういまお話でありますので、それは私の方で即答しかねますので、また、いろいろ関係者と検討会なり設けて、その中で話をしながらできるかどうかについては検討していければなと考えます。以上です。

副議長（潮平そのみ）

11番、宮城安志議員。

11番（宮城安志議員）

いろんな私の提案もありましたけど、ぜひともいま述べたことを風化させないためにも鎮魂碑の建立あたりをぜひとも調査研究して進めてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

戦後、今年が77年、あと3年後は戦後80年、調査研究して80年節目でぜひとも鎮魂碑の建立までたどり着けたらと思います。それをお願いいたしまして、現在ロシアウクライナ侵攻に思いを寄せ、非戦を誓い、世界恒久平和を願いまして、私の一般質問は終わります。

副議長（潮平そのみ）

これで、宮城安志議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時16分

議長（宮城安志）

再開します。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

散会（午後4時17分）

令和4年第2回伊是名村議会定例会会議録 第2号					
招集年月日	令和4年6月15日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年6月15日	10時01分	議長	宮城安志
	閉会	令和4年6月15日	14時11分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	〃
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

5番	東江清和	6番	東江源也
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長		建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

伊是名辺地総合整備計画の変更について
伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について
令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）
令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）
伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村環境協力税条例の一部を改正する条例
伊是名村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
令和3年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）
専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例）
工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（建築）」

令和4年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時01分

2. 付議事件及び順序 令和4年6月15日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第35号	伊是名辺地総合整備計画の変更について
2	議案第36号	伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について
3	議案第27号	令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）
4	議案第28号	令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
5	議案第29号	令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
6	議案第30号	令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）
7	議案第31号	伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第32号	伊是名村環境協力税条例の一部を改正する条例
9	議案第33号	伊是名村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
10	報告第3号	令和3年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
11	報告第4号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
12	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて （伊是名村税条例）
13	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて （伊是名村国民健康保険税条例）
14	議案第34号	工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（建築）」

議長（宮城安志）

本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

ただいまの出席議員は9人です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

議案第35号・伊是名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、議案第35号・伊是名辺地総合整備計画の変更についての提案理由の説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別添のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第5項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業名及び事業費の額、辺地対策事業債の予定額の変更、また、新規事業の追加をするため本案を提出するものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは辺地計画の新旧対照表ですか、その中で2枚目、変更後、給食センターが入ったということだと思うんですが、あと私は、この幼稚園というところの文言について、これまで幼稚園と、それから保育所を一体的に整備すると、認定保育園ということは今後進めていくということで、もう何年も前からそのように進めていると思うんですが、ここにはまだ幼稚園ということしか載っていないんですが、計画の中で認定保育園というふうな総合的な文言に変更しない

のか、また、このままの幼稚園だけの整備ということであれば、4年前から統合した認定保育園を進めていくというふうな方針との整合性みたいなところがどうなのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。認定こども園については、令和2年3月に策定されたとき子どもプランの中において幼稚園、保育所が抱える諸問題等を解決するために保育所と幼稚園を一つに統合した新たに幼稚園連携こども園を提示するようとなっております。

いま建物については今年から始めているんですけども、園の運営方法とか、子どもにとっての教育、保育の充実した環境整備、経営方針や理念、そして保育目標、カリキュラム、条例、規則等の制定に向けて、関係課と調整しながら今年度を目途に協議を重ねて、この施設の定義に向けて協議を重ねていくことになっておりますが、いま小学校の整備が終わった後に給食センターも整備するという方針でありますので、その中でいまの現段階でいつ頃にこの認定こども園を整備するかというのがまだ決定しないということで、まだ認定こども園というそういう文言はいま出しております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま教育委員会の方が主管的になって、認定こども園は進めていくというふうなことになっているのか。

あといま言われたように話し合いは進めていると、これは私の一般質問でも質問し、皆さんの計画の中でも認定こども園は位置付けられているはずなのに、辺地の計画では、隣の給食センターはないものを今後整備しますとわざわざ入れているのに、この幼稚園につきましては、何年も前から認定こども園をやっていくというふうな施政方針をずっと出しているのに実際の辺地計画の中では未だそういう文言が改定されてないのも村長の施政方針等々、どうい

うふうに進んでいるのかというのがあまり整合性が取れてないんじゃないかなと思って、この辺、給食センターは幼稚園が今年完成したら、来年以降、早々に取り組むべきだろうとも思っておりますが、この幼稚園についても既に小学校の建築のときから、建築場所等についてもいろいろ我々議員たちとも意見交換をしながら、こういうふうに進めていった方がいいんじゃないかというふうな話し合いまでやった覚えがあるんですけども、実際の辺地計画の変更があるにも関わらず、その辺が盛り込まれていないのが、どうも進んでいるのか、いないのかもよくわからないということがありますので、そこについて村長さん、どのように今後進めていくのか、ひとつよろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。認定こども園、いわゆる幼稚園と保育所を統合したこども園につきましては、これは村の方針として変わりません。その方針を実現するためには、先程、教育振興課長が答弁しましたように、諸々の整備をして、その後きちんとした認定こども園という形で計画の変更もあろうかと思っておりますので、その辺のところはご理解をよろしく願います。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

施政方針には変更がないということ聞きまして安心しておりますが、できたらこういった細かい計画の中にも施政方針がちゃんと反映されて、こういう方向にいくんだということもぜひ早々と示した方がいいのではないかと、誤解を生まないというふうに思いますので、そういうことも気をつけられて変更にあたっていただけたらと思いますので、今後よろしく願いいたします。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

今回の変更箇所なんですけど、2. 公共施設の整備を必要とする事情、その中で文言がこれはこの次に変更される過疎地域との関係も出てくるんですけど、この2の方の一番下段、自然と歴史、これが変更後、自然と歴史、人が輝くという文言に変えられています。旧の方は、歴史と自然、人が共生するとあるんですけど、この文言が変えられた意図というのがどういうことであるか、ご説明できればよろしくをお願いします。

これはまた次の過疎との関係ありますので、よろしければ文言が変えられた意図をよろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。歴史と自然、人が輝くというのは、3月に策定されました第5次の伊是名村総合計画からなっております。この総合計画にこれが変更されたというのは、これを策定する前に住民アンケートを実施しまして、懇談会なども実施しまして、村民の意見として輝くというキャッチフレーズを採用して、この総合計画を策定しております。

それがそのまま辺地計画の変更に反映されているということです。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

これは総合整備計画ですので、過疎についても同じだと思って、過疎の方も同じく変更されております。これは関連するものがありますので、同時に変更されるのかなということで私見たわけですけど、次の案として出てくる過疎の方もそういう文言が変えられておりますので、その意図というのを聞いたわけです。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号・伊是名辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第35号・伊是名辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり決定しました。

日程第2

議案第36号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第36号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村過疎地域持続的発展計画を別添のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更をしようとする内容の変更、事業名及び事業費の額。また、過疎対策事業債の予定額の変更と新規事業の追加をするため本案を提出するものであります。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは今回の変更の中で、仲田地区集落道路整備事業（他十字路整備）という事業が起債事業として、辺地の方でも過疎の方でもあるわけです。

よく見たら、これが単独事業になっているのかなと思っております。単独、起債が該当して整備するのはいいことだと思うんですが、私、前回の一般質問の中で集落道の整備について、補助事業メニューはあるのかという質問で、集落道事業のメニューはありますという答弁を私受けております。

それからすると、いまの起債事業、補助事業メニューがあるのに起債事業だけ単独事業でもっていくというふうな方針についてどういったことなのか。ここにも起債でなければできないのか。集落道事業、補助事業があるのにも関わらず、それは取り組まないのか。今後、この集落道につきましては、現在、仲田から始まって、今後、随時水道の管布設工事で道路の方があちらこちら今後舗装し直したりと、いろいろな面が出てきます。

そういったときに、今後のこの道路の補修について関係があると思うんですよ、これは以前に字伊是名の方では仲田剛議員が伊是名の集落道、もうボロボロの道路がありますと、それについて今後はどういう事業でやるのかというふうな答弁に対して、簡易水道の水道管工事が終わり次第、そういった補助事業で、この舗装も道路改良、集落道の改善を図っていくというふうな答弁もちゃんとしております。

今回、その中でも仲田地区がほぼ水道工事が終わりました、いよいよ集落道の舗装とか、悪い箇所への修繕、そういったものに取り組んできているのかなと思いますけれども、前回、一部単独で修繕されている箇所もあります。

それからすると、補助メニューがあるのにいまこういうふうな過疎辺地、わざわざ起債だけでもって取り組むというのは、今後の村全体の集落道を補助メニューではやらないのか。どういったことでこういうふうな計画になっているのか。そこをぜひお聞かせいただきたい。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。この事業に関しては、ずっと前から仲田区

の方から要望がありました件でございまして、村としても緊急的にこの工事がずっと以前から村の方に要望されていたこともありまして、緊急的に措置をしないといけないということもありまして、今回、起債を用いての工事となっております。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

議長（宮城安志）

再開します。

答弁をお願いします。建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

今回予定している工事については、排水施設の改修を行う予定でございませぬ。国交省の道路関係の補助メニューの中に排水施設の単独の改良の補助メニューはございません。

集落内の道路に関しては改良ということにはあたりませぬので、補助メニューは該当しないうです。路盤、舗装面だけの内替えと言いますか、そうなった場合には、国交省のメニューで起債事業がございませぬ。そういうこともありまして、今回の仲田区の工事に関しては、排水の事業でありまして、国交省の補助メニューにはないということになります。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

この件につきましては、前の一般質問でも話したんですが、いまの建設課長の答弁からすると、縦割り行政の横の連携が一切取れてない。補助メニューがあるとおっしゃった集落道のメニューについては、農林水産関係だということをお聞きしておりましたが、であれば、村長、この縦割りの行政ではなく、全庁的に補助メニューがある担当部署、現在の集落道においても、以前は集落道、この補助事業は農林水産課の補助事業でやっております。

いま村だから建設課、建設課の土木サイドの事業では補助メニューがないというふうな答弁をされておりますが、そういったことでは、村にものすごい不利益を生じると私は思うんですよ。

どこの省庁であれば、それを整備するメニューがあるのであれば、それに取
り組むのが役場であって、村民からしたらどこの課が担当する。どこの課のメ
ニューがあるからこれを造る、整備するというふうなことにはならないと思う
んです。

村として、今後この集落道をどういうふうに取り組むかということだと思
いますので、村長、そこについて答弁をお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

ただいまのご質問については、横の連携が取れてないというご指摘もありま
したけど、私共としましては、一連の事業を導入するためには、庁議等でいろ
いろと検討してまいってきております。

ただいま農林関係でそのメニューがないんじゃないかというご質問ですが、
その辺については農林水産課長から答弁させることとします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。確かに農水省の補助事業のメニューの中に集落道整備と
いうメニューはございます。

ただし、条件がございまして、集落道単体の補助事業、補助計画を仕組むと
いうことはちょっと困難で、分類がありまして、生産基盤の整備と環境基盤の
整備と抱き合わせの事業計画であれば、補助メニューとして使えるということ
になります。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

農林水産課長のお話では、単独メニューはない。その他の例えば基盤整備事業なのか、あとは農道本体なのかとか、いろいろメニュー抱き合わせ、昔で言えばミニスーパーとか、モデル事業とか、そういった類いだと思いますけれども、それは役場の考え方だと思うんですよ。

例えば、集落排水の方もいま計画しており、実際には伊是名と勢理客の方は、これ西部地区で終わりましたけれども、そういったメニューと抱き合わせすればたぶん可能ではないのかなと。

だから各々の事業を総合したそういうミニスーパーとか、タイトルがいまどうなっているか私わかりませんが、村全域としたモデル事業とか、いま必要な集落道をどういうふうに整備するには、どういったメニューがある。これとくっつければ、この事業が導入できる。そういったことをぜひ議論して、もうこの単体ではできないからということで、こういう単独事業にもっていくというのは、非常に我々財政基盤の弱い村からしたら、今後が非常に危ぶまれると思うんですよ。

いろいろなやってほしいメニュー、そういったものと結びつけて、ぜひ補助事業として村全体を考えていただきたいと、そういう思いでありますので、そこについてぜひその取り組みを農林水産課長、これは今後そういうふうな取り組みをやっていただきたい。その意気込みをよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。いま議員おっしゃられるだいたいの前のモデル事業とか、そういうものは未だに存在はしておりますが、その広域的なモデル事業が現在のメニューで伊是名村に合致するのかは、ちょっと調べてみないと何とも言えないことなんです。当時言われていたミニスーパーという事業、集落地域とか、いろいろ事業名称は変わってきたんですが、そのある一定区域単位では仕組んでいけるのかなと考えております。

それと集落道というものは、ほぼ村道に分類されるものですから、その他村道なのか、等級つきなのかとか、建設環境課、土木サイドとの調整を図りなが

ら、農水で取り入れできることが可能な部分をピックアップして、今後、計画に向けていきたいと考えています。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり決定しました。

日程第3

議案第27号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第27号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,957万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,840万1千円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で1,901万3千円の増、15款県支出金で1,729万6千円の増、18款繰入金で1,145万2千円の減、20款諸収入で581万7千円の増、21款村債で890万円の増額となって

おります。

その主な内容としまして、14款国庫支出金では社会資本整備総合交付金にて補助配分額の減額や内花地区地域活動拠点活性化施設整備事業補助金の計上、15款県支出金では、農林水産物条件不利性解消事業補助金の計上や道路メンテナンス事業補助金の増額、18款繰入金で財政調整基金繰入金の減額、20款諸収入でデジタル基盤改革支援補助金の計上、21款村債で新規事業等に伴う借入の増額となっております。

歳出につきましては、2款総務費で2,867万3千円の増、3款民生費で426万3千円の増、4款衛生費で165万3千円の減、5款農林水産業費で561万1千円の増、6款商工費で31万9千円の減、7款土木費で62万2千円の増、9款教育費で237万7千円の増額となっております。

その主な内容としましては、2款総務費では人事異動による人件費の減額や内花地区地域活動拠点活性化施設整備事業費を計上しております。

3款民生費では人件費等の減額や低所得の子育て世帯に給付金を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を計上しております。

4款衛生費では、人件費等の減額や塵芥処理にて段ボール破碎機の修繕費等の増額となっております。

5款農林水産業費では、人件費の減額、農林水産物条件不利性解消事業費にて、北部離島地域における条件不利性の改善を図るため、輸送費補助の計上となっております。

6款商工費では、人件費の減額となっております。

7款土木費では、人件費の減額や道路新設改良費にて北部連携促進特別振興対策特定開発事業費の計上や補助配分額の減額による事業費の減額となっております。

9款教育費では、人件費の増額や体育施設費にて修繕費の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第

1 項第 2 号及び同法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を許します。2 番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

それでは 2 7 ページ、北部連携促進特別振興対策特定開発事業（南風原線）とありますが、この事業内訳、事業内容、どういったことなのか。それからこの北部連携促進特別振興対策事業は単独なのか。今後、継続事業なのか。そういったことについて、この北振の連携事業ですか、そのメニューに今回南風原線が取り入れられた要件等についても併せてお願いいたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご質問にお答えします。今回のこの事業に関しては、いま南風原線は伊是名漁港の進入口と言いますか、そこで一旦国交省の補助メニューは終わるんですけど、それから県道 1 7 8 号線に至るまでの約 4 0 0 メートルの区間を歩道の設置とか、あるいは線形の改良を入れて整備していきたいと考えております。

それをいま北部振興事業で充てるということで、今年度に関しては測量調査、設計費に充てる予定でございます。

本事業は、継続して実施する予定で、今回は設計ということになります。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前 1 0 時 4 0 分

再開 午前 1 0 時 4 1 分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま建設課長の方から説明いただきましたけれども、私の方も新しい事業メニューだったということもありまして、役場の資料をいただきまして勉強しているところで、皆さんにその図面があれば、内容があればわかりやすいのかなということで資料の配布をいたしました。

この配布したというのは、まず、この北部連携が答弁にあったように継続事業だということを知りまして、大変喜んでいただいているところではあります。

今回は伊是名漁協との間を改良すると、このことは村道南風原線が一部区間、2箇所路線から抜けていると、認定された路線の整備が南風原線としての補助メニューの中から抜けておりましたので、これは私たちも大変危惧しているところであり、今回、北振で取り組みができたということは大変喜んでおります。

そして、この概要からすれば、次年度以降に仲田グスクを過ぎたところまで電柱の地中化もこれで行うというふうな概要も聞いておりますけれども、そこでもう一つ取り組んでいただきたいと思います。この図面を出したのは、黄色い部分の南風原線はL850メートルと、そこから残りの区間、グスクまでの間もこれもまだ補助メニューから抜けている箇所があるんですよ。そこについてもぜひこの南風原線の本体工事でできないのか。また、今後この北振で早く取り組めるのであれば、この歩道改良等を導入してグスクから南風原線、いま事業が起点になっているところが終点になっているのか。そこにくっつけるそこまでの間もぜひこれで取り組めないのか。このことについて企画課長どうでしょうか。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。いま建設課長よりご説明があった南風原線の伊是名区間は、5月31日に内閣府より配分を受けて、今回の予算措置となっております。

このグスクから仲田に向けての仲田区間、それは北部振興事業として次年度以降の計画に南風原線の無電柱化ということで、調整はこれからなんですけれ

ども、載せてあります。

いま議員ご質疑の整備空白区間と言いましょうか、空いた区間の件に関しては、企画の方ではちょっと調整とか、そういうのはまだやっておりません。

主管課と今後調整できればしていきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

ぜひ、この南風原線、既に南風原線は10年ぐらい経っているんですけども、補助事業の社会資本整備交付金事業では、国からの予算がほとんどつかなくて、毎年少しずつしか進んでない。10年経つのにほとんど進んでいない。こういう現況からすれば、いま残った区間が北振事業で取り組み始められたと、採択できたということは本当に喜んでいるところです。

しかしながら、取り残された区間、ここについてもあと何メートルなのか、ちょっとはっきりはしないんですが、この図面からすると、同じように約800メートルぐらい残っているのかなと思っておりますので、伊是名の方で歩道をつけて改良できたという取り組みからすれば、同じような条件でここもシラサギ展望台もありますし、そこへの乗り入れ、観光客のアクセスと言いましょうか、そういったことから取り組みはしやすいのではないかと思いますので、ぜひ、南風原線全線が補助メニューとして取り組みできるよう、これは全庁あげて建設課もそうなんですが、事業を所管している企画政策課には、ぜひ頑張ってください事業ができるようお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

私の方からは21ページの焼却炉についての質問をしたいと思います。先程、村長の説明では段ボールの破碎ということだったんですけど、これと関連する事業ということが一つと。

焼却炉、私も持ち込みごみでよく利用しております。いまごみ収集について

は、非常に一般家庭でもわりとスムーズにいて回収も非常にされているという評判もあります。

だがしかし、ごみの中でも燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ、あるいは鉄等の燃えないごみ、その中でもいろんな電化製品の中にはプラスチックと金属が入るといようなものもありまして、処分場の焼却炉内の作業員がこれ全部いちいちみんな分解して、プラスチックはプラスチック、金属類は金属類を取り出して、リサイクル施設、あるいは産廃場に持って行っているという状況が焼却炉の安全を考える上で、非常にちゃんと整理されております。

一般的に12分類を最低限されるというようなことで、向こうで全部袋詰めしてみんな分類して、島外の施設に持って行くということで整理して置いております。

その中で、向こうで作業する人たちの苦勞が非常に大変だなというようなことが伺えます。これは焼却炉と関係する事業でありますので、質問させていただきます。

この点について、私、今後一般質問しようかなという考えももっていたわけですが、村長も9月で任期があると、あるいはいま副村長もいらっしやらないという関連もありまして、ぜひ今回の予算質疑にも取り上げようと思っ
ていま質問するわけなんです、この作業場内で上屋がない、作業場がない、例えば、6月の雨季に入って、室内でみんなドライバーでこじあけてやっているわけです。

あるいはまた炎天下になると、太陽の下で作業をやっていると、これ現実、向こうで作業が行われているわけです。この作業場がない、上屋がない、せめて炎天下、あるいは雨天時の雨をしのぐ施設があればいいなという職員からの訴えがありました。

これはつい2～3日前に職員が来ました。これは清和さん、ぜひ必要ですよ、ぜひ、上の方にもお伝えして下さい。私たち炎天下、あるいは雨天になると、作業場がなく非常に困っているということがありまして、これを痛切に皆さんおそらく感じているはずですけど、そこを何とか村長、作業のできるような上屋、これ絶対必要だと思えます。

あの焼却炉は、その作業場として整備されているところはないわけですね、燃やす、あるいは分別するだけの施設だと思うんですけど、いま島では現実にかようなごみが出て、実際、最終処分場に持っていけないごみ等が発生して、みんな分類しているわけですから、そこを何とか上屋を造る必要があるかと思うんですが、ぜひ村長、その件についてご見解をお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

ご質問有難うございます。私も現場はちよくちよく回って、従業員の皆さんを激励しながら、現場の状況等、いろいろと見て回っております。

いまご質問の中にありましたように、作業をしている方々のご苦勞もよく理解をしているつもりであります。

炎天下の中でその分別をするということは、非常に酷な作業でもあります。そういうことで、これはぜひ上を覆うような形で、テント張りとか、そういったことも必要かなというふうに感じております。

いま現在のところ建屋の影のところで分別をしているということも承知をしております。ぜひ、改善すべきは改善して、従業員の皆さん方の安心安全を図っていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

この上屋というのは、いま村長からの答弁の中でもありましたが、別に壁までは必要ない、上屋があればいいと、最低限これだけの施設は必要だなど、あるいは作業するテーブル台、機械を使う、ドライバーでいちいち全部分解してやっているわけですから、中腰では作業できない、ある程度テーブルがあって、そこで作業しやすいような、そこまで必要だということをお聞きされて、なるほどいま村長が言うように、非常に酷な作業をやっておりますので、ぜひ村長、前向きに、課長も含めて研究なされて、この作業は絶対必要だと。

そうすることによって、職員の衛生面、そこも改善されますし、あるいは焼

却炉も今後ずっと継続的に使うわけですから、安全管理にも影響しますので、絶対的にこれは必要だと、いますぐにでも必要だと思います。この炎天下、沖縄は梅雨が明けますと37～38度ぐらいの炎天下がずっと続きます。雨天は雨天で今回長く雨降りがありました。

そういうことで、非常に困っている現状を私ぜひ緊急に訴えないといけないなということで質問したわけですから、課長、ぜひその辺は研究なされて、いま見ている現状も課長わかると思うんですが、その辺、含めて答弁がありましたら、ぜひお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご質問にお答えします。質問のとおり、作業場に関しては、限られたスペースの中で炎天下、あるいは雨といったこともあって苦慮しているのが現状であります。

今回、質問にありましたことについては、すぐ上屋を建設というのは厳しいところがありますので、とりあえずできること、いま僕が少し思ったのがテントあたりを張って、すぐそのことに関しては実行していきたいなと思っております。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

確かに手っ取り早くテントも必要だなと職員も言うておりました。ぜひ、早めの対応、ちゃんとした上屋ができるまででもいいですから、テントも必要だと思いますので、ぜひこの対応、今日、明日にでもやってもらえればと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

27ページ、上仲田線の工事があるんですが、これまでいろいろと業者が代

わる代わる仕事をしてきているんですが、諸見と仲田を結ぶ重要な道でもあります。一体いつ終わるのかという声がたくさんあります。この工事の内容、いつ終わるのか、その辺を教えてください。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご説明いたします。今回の工事に関しては、雨天等もあって請け負っている業者さんからの工期の延長願いとかが、そういうのもありまして、令和3年度分の工事もいま延ばしているところでございます。

全体的な計画はあるんですけど、予算の配分のつき具合に応じてのまた工事になりますので、その額がたくさんつけば工事は進むんですけど、なかなか多くつかないところがありまして、その辺もちょっとご了承いただきたいなと思っております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

工事の予算がないとか言っているんですけど、これいつまでやったら終わるんですか。予算の具体的な目途は立っていますか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

全体的な計画はもちろんです。これはいま僕の中でいつまでだったかというのはいまの覚えで確信するものがないものですから、確認次第、全体的な事業の計画をお答えしたいなと思っております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

予算を探して一日も早い工事の完了を願っています。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、17ページお願いします。27ページの道路維持費の方の用地費、そして17ページの後期高齢者負担金の補正増額、後期高齢医療を取り巻く環境は大変厳しい状況となっていますけど、今回の補正182万円ぐらいになっていますが、もちろん当初予算の方には見込みとして計上されていたのかなと思われるんですが、3月までの実績をもって、さらにそれが計上された額なのか。

それと、この方は確かいま確定するとまた変更があって、さらに増額になる予想なのか、最終的な精算もあったものなのか、その辺りを詳しく説明をお願いしたいと思います。

そして後期高齢者医療費の負担増というのが最近は横ばい状態なのか。去年あたりから毎回質疑をしている状況ではあるんですけど、それと関連して今回の補正になった原因、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

27ページの公有財産購入費91万1千円の説明も詳しくお願いします。以上です。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。今回の後期高齢者医療費負担金の増額については、令和4年度後期高齢者医療費給付費の市町村定率負担金の確定に伴う増額になっております。

先程お話のありました医療費の増額の件に関しては、少しずつ後期高齢に移行する団塊の世代の方たちが増えてきておりますので、その分の増額はみられております。

そのせいでは、国保の方は減少気味になってきているというところですか。以上です。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

用地の回収の件についてお答えします。今回計上した91万円余りの予算については、全体で6筆だったと思います。そのほとんどが過去に行われた道路関係の潰れ地と言いましょわか、地目としては公衆用道路となっているんですけど、個人有地にあたっている部分の回収ということになります。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

有難うございました。そしていまの用地関係ですけれども、多分、道路未買収用地、もう少し詳しくだったと思うんですけど、これは各路線全部分散されて登記もされて請求がある状況で、当初予算もかざられていたんですけども、この関係からすると、ざっと計算したら約1,000㎡になるんですが、それぐらいの面積の分というのは、どこかの路線に別々に、その部分6筆というのは、どれぐらい請求があった状況、相続登記も完了されてからということになっているのか、それとも今後やっていくということでしょうか、どのような状況で計上されていますか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご説明します。1路線ではなくて、いまご質問にあったように何路線かに跨っているものでございます。現在、登記はされておられません。

確認してよろしいですか。いまのご質問に関しては、相続登記とかの問題ということでしょうか。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

議長（宮城安志）

再開します。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

先程の答弁をちょっと訂正したいと思います。登記されていないというのは、私の勘違いで、個人へのいま登記はすべてされておりまして、その買収の手続きをいま踏むということになります。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

ぜひ、この未買収に関して担当課の皆さん頑張ってくださいと思っています。行政の方で不始末等があったものですから、まだまだこういった未買収用地がたくさん残っていて、心残りのところもたくさんありますけれども、ぜひ頑張ってください地主の皆様はその用地買収のことを解決できるようにご理解いただきたいと思います。以上申し上げて質疑を終わりたいと思います。有難うございます。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

私の方から1点だけ確認させてもらいます。24ページ、農林水産の事業ですけど、補正で新しく発生しております。1,000万円という高額なもので、この事業内容を確認したいと思います。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。本事業は、北部の12市町村を対象にした農林水産物の輸送費の補助を行うという事業になります。

事業の執行方法は、物流業者を村の方で指定して、その指定業者負担金として払っていくという事業であります。もちろん運搬した実績に応じて払っていくことになっておりますが、1,000万円という金額は県の方で概算的に

弾いて12市町村に割り当てられた金額になっています。

実際にその1,000万円という物流があるかどうかは、これからになりますが、実際、事業のスタートは9月1日からになります。詳細はまだ県の方で制度の設計をしている途中で来月の半ばぐらいに最終の説明があるようです。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第28号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第28号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,364万3千円とするものであります。

歳入につきましては、7款村債で850万円の増額となっております。

歳出につきましては、2款事業費で地方公営企業法適用に伴う移行支援業務委託料853万7千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは地方公営企業法適用に伴う移行支援ということで、これは次のまた農業集落排水事業の方も同じだと思うんですが、これはシステムの改修とかになるのか。委託料の内容の方を教えてください。

それから我々もたぶん複式簿記になるのかなというふうな予想はしているんですが、これの例えば職員の対応だったり、あといままで複式簿記等については経験がないということもあって、例えば出納室だったり、それから監査、それから議員の方もこういう複式簿記、今回これから経験するだろうと思うんですが、職員も含めた移行に伴う例えば講習会あたりとか、そういったのも必要ではないかと思うんですが、ひとつその辺どういうふう考えているのか、

お願いいたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

まず、この内容についてご説明します。議員からあったとおり、システムの初期構築、それと関係条例の改廃と言いますか、整理に関する委託、大まかにそのあたりの業務の委託となります。

もちろんいまご質問にありましたとおり、公営企業法が適用されるわけですので、これは複式簿記が原則となります。その辺も含めて、いま委託業務を受けた企業あたりと調整をしながら、私たちもまた勉強しないといけない部分はたくさんありますので、議員の皆様、あるいはまた関係職員を対象にした研修会あたりを予定はしておりますが、いま研修をしても、実際のこのシステムとまた異なったらちょっと困るなどと思って、システムを導入した段階で、実際にこうなりますよというものを示しながら、その研修は実施していきたいなどと思っています。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

ぜひ、いま課長がおっしゃられたように、職員も初めてですけど、監査委員、それから我々議員の方も、これから経験していくことになろうかと思っておりますので、ぜひ、これからシステムの移行にあたって、我々にもそういった機会を同じように与えてくれたら、また同じように精進できるのかなと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第29号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第29号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,692万7千円とするものであります。

歳入につきましては、6款村債で790万円の増額となっております。

歳出につきましては、2款事業費で地方公営企業法適用移行業務委託料790万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件について討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第30号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第30号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の総額の変更はないものとし、歳出科目の金額の組替のみとするものであります。

歳出につきましては、1款総務費で人件費により307万6千円の増、2款船舶費で人件費の減及び修繕費の増により307万6千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであり

ます。

令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年6月14日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

6ページの方をよろしく申し上げます。修繕費で400万円余りありますが、これはたぶん4月3日、フェリーの止まった内容だと思うんですけど、修繕の内容、一月後にはフェリーの中間検査もあるんですけど、それまで修繕費待てなかったのか。内容の説明をよろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。議員おっしゃいますように修繕費の大半は4月にありましたフェリーいげな尚円の船尾管の漏水、そちらの修繕の方も糸満ドックで行っております。

急な修繕になりましたが、船尾管の方の漏水が止まらない状態が続いていたということで、緊急に修理を行わなければいけないということで、その修繕を行っております。

修繕後は、漏水の方も無事に止まりまして、軽石、その辺の影響で少しボルトが折れたりということで漏水が止まってない状況でありました。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

4ページの一般管理費の会計年度任用職員の報酬というふうになっているんですが、一般管理費でも任用職員増員になったのか。

それと5ページ、船員費の方で職員給与、トータルで700万円減になっていますが、ここはまた船員が減になったのか。その増減の内容を教えてください。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。まず、一般管理費について、そちらの方は人事異動の方で職員配置されているんですが、その職員が育児休暇の方で休暇を取られていましたので、急ぎよ会計年度職員の臨時を4月から雇って、そちらの分の増額となっております。

また、船員の方の減額については、令和4年1月に前の職員、前機関長の方が1月段階ではまだ退職するかどうかというのが確定してなくて、その分の4月からの人件費を計上しておりまして、退職となりましたので、その分を減額しております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時30分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7

議案第31号・伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第31号・伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を別添のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、本村は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第35条第1項の規定に基づき、知事が定める産業イノベーション計画において、産業高度化・事業革新促進地域となっており、固定資産税の課税免除の措置が適用されることから、条例を改正する必要がある、本案を提出するものであります。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

よって討論を省略いたします。

これから議案第31号・伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第31号・伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第32号・伊是名村環境協力税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第32号・伊是名村環境協力税条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村環境協力税条例（平成16年条例第17号）の一部を別添のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成31年1月1日に施行され、該当条文の号が繰り下げられたことから条例を改正する必要がある、本案を提出するものであります。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を許します。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

環境協力税の一部を改正する条例ということで、法第292条第1項9号の適用を受ける者から1項10号の適用を受ける者というふうに変更になっていますが、実質的にはどういった方々が対象から外れて対象になったのか、説明をお願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。改正前の10号が地方税法で障害者の方が対象であったんですが、提案理由にありますように地方税法が平成31年に施行されて、この条文の一つ号がなくなりましたので、9号から10号にずれたということがあります。この該当の方が障害者という項目になります。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時37分

議長（宮城安志）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号・伊是名村環境協力税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号・伊是名村環境協力税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第33号・伊是名村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第33号・伊是名村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村職員の育児休業等に関する条例（平成22年条例第3号）の一部を別添のように改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係る「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）」の一部改正に伴い、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、非常勤職員の育児休業の取得及び取得要件の緩和、取得しやすい勤務環境を整備するよう所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第33号・伊是名村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号・伊是名村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10

報告第3号・令和3年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第3号・令和3年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、明許計算書については、別添のとおりでございます。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

説明が終わりました。これから質疑に移ります。ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

一般会計繰越明許計算書の報告であります。いま繰越事業が12事業ぐらいあるんですが、これらの進捗状況の説明をお願いしたい。もう既に6月も半ばに来ておまして、実際、入札したものから1年近くなるのもあるのではないかと思いますけれども、これだけの事業が繰越されて、計算書も出てはいるんですが、各事業、終わりに近づいているのかどうなのか。その辺、関係している課長の方から進捗状況の説明をお願いします。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。2款1項の社会保障・税番号制度事業の方は、令和3年度2月に急遽繰越ということで、事業の方は繰越されまして、この事業はマイナンバーカードの所有者の転出、転入手続きのワンストップ化に伴うシステムの改修となっております。

その後、システム改修の方は行われておまして、国の方からも交付決定は

受けておりまして、事業の方もスタートしております。以上です。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。2款7項伊是名海岸環境整備事業、こちら基本計画策定で令和4年4月末日に完成しております。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

それでは建設環境課の事業分について説明します。

まず、2款7項の定住促進住宅事業の繰越についてですが、これは仲田1号棟、2号棟の外構、内花1号棟の外構工事であります。現在、設計の精査というか、見直し単価入替作業を行っているところであります。

続いて、4款1項簡易水道事業特別会計ですが、これは給水栓の設置工事なんですけど、これもいま設計の精査を行っているところであります。

続きまして、7款2項社会資本整備総合交付金の南風原線についてですが、いま現在工事を発注しまして、いま工事を行っているところであります。

続きまして、7款2項括弧書きの上仲田線、これに関してもいま現在工事を行っているところであります。

続きまして、7款2項道路メンテナンス事業、これは橋梁の定期点検、長寿命化修繕計画に基づく調査なんですけど、これがもう済んでおりまして、この分に関するものは工事による流用を行って、令和4年度にまた工事を行う予定でございます。

続きまして、7款7項軽石対策の事業なんですけど、これもいま現在、漁業組合さんの方で海岸線の軽石の除去を行っているところでありまして、今後どの辺り対策すべきなのかどうか、いま検討中でございます。以上です。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それではお答えいたします。3款1項非課税世帯臨時特別給付金事業、この方、令和3年度においては、非課税世帯の方は終えておりますけれども、この繰越されている分は、家計が急変した世帯ということで、令和3年1月2日から令和3年12月31日までの方が対象なんです、この方は申請方式となっております、その方から申請があがってきて、家計がコロナ関係で急変したという証明ができれば可能となるところでありますけれども、いま約90世帯ほどありますけれども、まだそういった正式に出ているところはなくて、またそこについては、今度うちの方からも該当するかもしれませんよということで進めていきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。4款1項の新型コロナワクチン接種体制確保事業については、システム改修、追加接種券作成委託料は前年度で行っておりますが、それを除いた執行分は今回3月、4月にワクチン3回接種、追加接種の方を行いまし、いま執行している状況です。以上です。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

5款1項についてご説明いたします。農業振興地域整備計画の策定業務なんです、現在、資料収集をしながら現況図の作成が終了している段階でございます。

繰越として、本年度変更図の作成を関係者と協議して、沖縄県と予備協議をした後に原案を確定させるところまでには本年度いっぱい予定しております。年度末まで業務としてかかる予定でございます。

明けて、令和5年度に法手続きに入る予定でございます。以上です。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

9款2項伊是名小学校校舎改築事業ですけれども、繰越については、6月いっぱい工期をもって実施していますけれども、既に完了しているところでございます。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

半分ぐらいがまだ事業継続中ということもありますが、できるだけ早めの完了を目指して、また新しい年度の令和4年度の工事におきましては、やはり7月ぐらいから入札も始まるのではないかと思いますので、もう雨もあがっておりますので、できるだけスムーズな完了を目指して、また新しい年度の予算の執行にも取り組んでいただきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これで、報告第3号・令和3年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第11

報告第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。

繰越明許費の計算書については、報告書のとおりでございます。よろしくお

願います。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に移ります。ただいまの報告に対し、ご質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第12

承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）を議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）についての提案理由の説明をいたします。。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、専決処分書を読み上げて提案理由とします。

専決処分第4号、専決処分書（伊是名村税条例）。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令27号）は令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、伊是名村税条例等の一部を改正する必要があるが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、伊是名村長 前田政義。以上のとおりでございます。よろしく願います。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

よって、討論を省略いたします。

これから承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第13

承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例）を議題とします。

本案について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例）の提案理由の説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決処分したので、同条第3校の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和4年6月14日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、処分書を読み上げて説明といたします。

専決処分第5号、専決処分書（伊是名村国民健康保険税条例）。

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和

4年3月31日に公布されたことに伴い、伊是名村国民健康保険税条例についてもその一部を改正し、令和4年3月31日付けで公布及び令和4年4月1日付けで施行する必要があるが、議会を招集する暇がなく地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、伊是名村長 前田政義。以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これから承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第14

議案第34号・工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（建築）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第34号・工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事（建築）」について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 伊是名村役場庁舎新築工事（建築）
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 4億5,100万円
4. 契約の相手方 沖縄県浦添市牧港1丁目64番17号
株式会社 明成建設
代表取締役 知念 章

令和4年6月14日提出

伊是名村長 前 田 政 義

提案理由、伊是名村役場庁舎新築工事（建築）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、工事の概要、工事請負契約書の写し等についても添付されております。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

契約書を見ると、6月1日付けされておりますが、いまの本体工事、あとそれに電気とか、機械設備とか、いろいろあろうと思うんですが、その他の入札の予定をお願いいたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。電気設備、機械設備の入札については、今月の24日に行う予定です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

電気、機械設備は別々で、あと全体の施工監理等につきまして既に入札されているのか、いまから施工監理は置かないのか、その辺を含めてお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。設計監理もいま行う予定でして、いま委託業務で設計書の作成にいまあたっているところであります。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま設計監理ですか、そこがまだ企画書を作っていると、それについても入札になるんですか。それとも元の設計業者の方に随意契約をなさるのか。

それといまから準備されているということなんですが、24日頃までには同じように発注しないと、全体的な建築も進めないのではないかと思うんですが、その辺のスケジュール等を合わせてお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。設計監理についても入札でいま行う予定でございます。

ただ、いまその時期については担当とも調整はしているんですけど、いつというまだ日にちをいま特定してない状況であります。なるべく早く出したいなと思っております。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時09分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号・工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第34号・工事請負契約について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

6月14日から2日間の日程で行いました、令和4年第2回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が全議員各位並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで、令和4年第2回伊是名村議会定例会を閉会します。

閉会(午後2時11分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

會議録署名議員

會議録署名議員